

《研究ノート》

『博覧図』の出版をめぐって

渡辺善司

はじめに

本稿は、『博覧図』という明治期の銅版画集を取り上げ、契約から出版に至る経緯について、出版社と契約者との間で取り交わされた契約書とおして明らかにするものである。

一 『博覧図』とは

『博覧図』とは一八世紀の蘭学旺盛期に主流となった腐蝕銅版画の流れをくむ技法により印刷された銅版画のことで、東京に住所を置く精行社が明治二一（一八八八）～三〇年（一八九七）の間に十数編を刊行した。この報告では『博覧図』という名称を使用するが、これは十数編のうちには『日本博覧絵』『大日本博覧図』『日本博覧図』などという名称も使われていることから、混同をさせる避けるためである。

これら十数編のうちほとんどを青山豊太郎という人物が編集している。青山は出版の目的について、文明開化にふさわしい事業を行い、業績を挙げた全国の多くの人たちの事蹟と邸宅を銅版画にまとめた、

『博覧図』の出版をめぐって（渡辺）

冊子を購入して閲覧していただければ、座りながらにしてこれらの有様を知ることができる⁽¹⁾と述べている。

描かれているのは農工商家の邸宅や庭、公官庁、学校、病院、会社、神社仏閣、工場などであり、いずれも上空から眺めた視線、いわゆる俯瞰的に描かれているところに大きな特徴がある。また、取り上げられている地方については、筆者が確認できた範囲では関東や静岡を中心に、北は宮城、福島から南は長野、愛媛などが含まれている。

銅版画からは各地方における当時の建築様式、風俗、産業、文化はもちろんのこと、建物の周辺の植栽などから植物相なども窺うことができる。このように多くの情報が刻み込まれている『博覧図』は、いろいろな分野からの研究が可能な資料である。しかしながら、これまでに『博覧図』を取り上げた論考はほとんどない。文化財の指定を受けた建造物や施設の由緒を傍証するため、それらの説明やパンフレット等の挿絵に使われているのが散見される程度である。これは「明治時代の建物を描いた銅版画」という視点でしか扱われてこなかった証左といえる。このような状況のなかで栃木、千葉、静岡の三地方については復刻版が刊行⁽²⁾されており、『博覧図』へのアプローチの絶好の条件といえよう。

さて、『博覧図』を取り上げた論考で、復刻版の解説を除き、筆者が確認したものは、次の二点である。

① 横田洋一「横浜銅版画について―その特質と明治の印刷文化―」⁽³⁾

『博覧図』の出版をめぐる(渡辺)

② 『浜北市史』通史下巻第二章 「浜北地方の家宅風致」(執筆

岩崎鐵志)

それではそれぞれの内容と問題点を指摘しておきたい。

①は『博覧図』を直接取り上げたものではなく、明治期に横浜を描いた銅版画集の一つとして紹介している。著者である横田は閲覧できたという九冊の「便宜上」のリストを掲げており、これにより各巻の発刊年とおおよその掲載内容を知ることができる。しかし各巻がどこにあるいはだれに所蔵されているかについて記述がなく、後年の確認が不可能となっている。またリストにある「東京之部」については、発刊年に続き「推定、名称についても「日本博覧絵」という名称の可能性」と括弧書きがあり、本当に「冊子」を閲覧したのかという疑問の生じる記述となっている。『博覧図』の発刊については、予約募集を行い、注文を得た人を掲載した、程度の記述しかない。さらに版画自体についても、額縁に入った一枚の独立した形式で各家に保管されたと述べ、一枚ずつばらばらになった版画と閲覧したという冊子との関係が明らかにされていない。

②は自治体史という性格もあり、記述のほとんどが『博覧図』に見える浜北市域内の建物の紹介となっている。しかし、出版経緯について触れた部分では、「冊子」として刊行されたのは静岡県が最初であるということ、一枚ずつばらばらになった版画を「冊子」として刊行する編集費用等については「パトロン」により提供されたのではない

かということ、さらには銅版の原版を各家に買い取って貰ったのではないかという指摘もなされている。

①、②いずれの場合も『博覧図』が、製本から冊子までに至る経過については推測的な記述に終始している。次項以下においては、『博覧図』の刊行状況を整理するとともに、「日本博覧図製本規約」⁽⁵⁾という精行社と銅版画

表1 『博覧図』一覧

	名 称	発 刊 年	掲 載 箇 所	所 蔵	備 考
	(大日本博覧絵カ)	明治21年	東京		横田
	大日本博覧絵	明治22年4月	群馬県、栃木県、福島県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県	横浜開港資料館	横田
	大日本博覧図 栃木県之部	明治23年11月	栃木県	個人蔵、復刻版	横田
	日本博覧図 静岡県之部初篇	明治25年4月	静岡県	国会図書館、復刻版	横田
第7編	大日本博覧図	明治25年12月	東京市、群馬県、茨城県、千葉県、静岡県、栃木県	個人蔵(旧水海道市教育委員会保管)	横田
第8編	日本博覧図 静岡県之部後篇	明治26年6月	静岡県	復刻版	横田
第9編	日本博覧図 千葉県之部初篇	明治27年9月	千葉県	中央博物館、復刻版	横田
第10編	日本博覧図	明治27年12月	東京府、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、静岡県	個人蔵(神奈川県立文書館寄託)	
第11編	日本博覧図 千葉県之部後篇	明治29年8月	千葉県	中央博物館、復刻版	横田
第12編	(日本博覧図)	明治30年4月	東京、長野県、千葉県、茨城県、神奈川県、愛媛県	一部千葉県立中央図書館	横田、[七夕古書大入札会目録] 2005

註) 備考欄の「横田」は『横浜銅版画』にリストアップされているもの

の掲載者との間で取り交わされた契約書の紹介をとおしてこれらの疑問に答えることとしたい。

二 『博覧図』の刊行状況

この項では、横田の成果に依りながら『博覧図』の刊行状況を整理しておきたい。

表1は『博覧図』を刊行年ごとに一覧にしたものである。今回筆者ができる限り閲覧するなどして実物の確認を行ったが、所在が不明のため未確認のものについては横田の成果をそのまま使用した。

発刊について横田は、毎年最低一冊であったことを指摘しているが、このペースで考えると明治二三～二五年の三年間で五冊を発刊しなければならず、はたしてそのとおり実行されたのであろうか。

また、表1で示した以外ではどの地方が掲載された『博覧図』が刊行されたのであろうか。この点を考える手がかりとして次の表2を作成した。

表2は明治二六年、二七年、二九年に発

表2 『博覧図』に見える売捌書林

明治 26 年		明治 27 年		明治 29 年	
宮城	伊勢安右衛門 小池藤次郎	宮城	伊勢安右衛門 小池藤次郎	宮城	伊勢安右衛門
福島	上野屋彦太郎 田中善平	福島	上野屋彦太郎 田中善平	福島	上野屋彦太郎
栃木	手塚祐次郎 城山常次郎	栃木	手塚祐次郎 城山常次郎		
茨城	柳旦堂	茨城	柳旦堂	茨城	柳旦堂
群馬	吉田煥乎堂 煥乎堂	群馬	静凌堂 煥乎堂	群馬	静凌堂
埼玉	長嶋為一郎	埼玉	長嶋為一郎	埼玉	長嶋為一郎
千葉	立真舎	千葉	立真舎 正文堂 二葉堂	千葉	多田屋書店 立真堂 正文堂 二葉堂
東京	博聞社 金港堂 丸善書房 須原屋茂兵衛	東京	金港堂 丸善書房 須原屋茂兵衛 博文堂	東京	金港堂書籍株式会社 丸善株式会社 須原屋茂兵衛 博文堂 集英堂
横浜	榎本慶次郎 鈴木清之助	横浜	師岡屋伊兵衛 鈴木清之助		
山梨	徴古堂 内藤傅右衛門	山梨	徴古堂 内藤傅右衛門	山梨	徴古堂 内藤傅右衛門
新潟	樋口小左衛門 井筒駒吉	新潟	樋口小左衛門 井筒駒吉	新潟	樋口小左衛門 井筒駒吉
長野	西沢喜太郎 宮坂吉左衛門	長野	西沢喜太郎 宮坂吉左衛門	長野	西沢喜太郎
石川	叢文堂	石川	叢文堂		
静岡	廣瀬市蔵 吉見義次	静岡	廣瀬市蔵	静岡	廣瀬市蔵
愛知	片野東四郎 美濃屋代助	愛知	片野東四郎 美濃屋代助	愛知	片野東四郎 美濃屋代助
三重	伊藤善太郎 松田鉦次郎	三重	伊藤善太郎 松田鉦次郎		
滋賀	嶋林専次郎	滋賀	嶋林専次郎	滋賀	
京都	藤井孫兵衛 福井源次郎	京都	藤井孫兵衛 福井源次郎	京都	福井源次郎
大阪	松村九兵衛 柳屋喜兵衛	大阪	松村九兵衛 柳屋喜兵衛	大阪	松村九兵衛 柳屋喜兵衛
神戸	船井政太郎	神戸	船井政太郎	神戸	船井政太郎
長崎	鶴野常蔵	長崎	鶴野常蔵	長崎	鶴野常蔵

註) 出典は表1を参照

行された『博覧図』の奥付部分に見える「全国売捌書林」を北から順に一覧化したものである。ここから『博覧図』の販売範囲を知ることができる。特に表1の掲載箇所以外の地方の書店も記載されていることに気がつく。

先に紹介したように販売は『博覧図』を出版する一つの目的である。

売れないにしろ、全国的な販売は、ある程度の広告、掲載者の募集には役立つはずである。表1の掲載箇所は当然ながらすべて販売の対象地となっている。「全国売捌書林」に見える地方は『博覧図』に掲載されているか、あるいは掲載地の近隣の地方を考えるヒントにはなるであろう。また、編者である青山豊太郎は、愛知県の出身である。自らの出身地を掲載したものをなぜ作成しなかったのかという疑問も生じる。明治二九年の段階で京都に精行社の出張所が設けられていることもあり、関西方面での販売は精行社の事業展開の一環ということも考えられる。

栃木県之部、静岡県之部のそれぞれの復刻版の解説によると、各県とも掲載されていない地域があるという。栃木県之部でいえば宇都宮である。しかし、宇都宮は第一〇編にかなりが掲載されていることから、掲載されている箇所については、『博覧図』全編がそろった段階で検討する必要がある。

いずれにせよ、未確認の数冊の確認を急がなくてはならない。

三 日本博覧図製本規約

この史料は、『博覧図』千葉県之部初篇に掲載されている飯沼喜一郎家に残されていたものである。史料調査、写真撮影、史料掲載については、御当主飯沼喜市郎様はじめ、飯沼家の皆様のご好意と歴史資料の保存に対するご理解による。改めて感謝申し上げます。

飯沼家については、千葉県史料研究財団による調査が行われ、詳細なる調査報告書⁽⁷⁾が刊行されているので、そちらに譲りたい。

製本規約は、そのほかの『博覧図』に関する領収書類と一緒に綴られ、「精行社受取証之類」とウワ書された包み紙に包まれて保管されていた。法量は縦約二一センチメートル、右側はミシン目によって切り取られており、右端上部には割印がある。残っている部分は約二一センチメートルである。四方は模様が付いた欄で囲まれ、上部には「日本博覧図製本規約書」と右から左へ横書きされている。本文は欄の内側に印刷されている。日付のうち「明治廿」「年」「月」「日」は印刷によるものである。また裏面は附則となっている。

まず記載内容を掲げ、次に各条についてみていきたい。

【史料一】

(表面)

第壹條繪圖掲載御承諾ノ上ハ出頭ノ係員ニ於テ本書裏面ニ捺印ノ

上差上締約主ニ於テハ右係員持参ノ調印簿ト本紙附帯ノ通知書

トニ御調印可被下候事

第二條締約済ノ上ハ畫工ヲシテ其掲載スベキ建物其他現物官衛家 屋邸宅

庭園社寺堂塔祠宇其他締約主ニ於テ廣ク社會ニ公ニシ永ク後世ニ保存スルヲ目途トセラル、者ハ其何タルヲ論ゼズ望ミニ随ヒ候事

密ニ寫サシメ草稿ヲ一覽ニ供シ物品ノ排列及ヒ装置ヲ詳細ニ承

リ合セ和文歐文ヲ以テ姓名ヲ記入シ銅版ニ縷刻可致事

第三條銅版彫刻出来ノ上ハ其校合刷ヲ持参シ画工費及ヒ彫刻料金

額四分ノ三ヲ受取り残ル四分ノ一ヲ製本出来ノ節可渡証書申受候事

第四條出来ノ銅版ハ製本五千部限り印刷込當社工預り置印刷濟ノ上ハ返上可仕事

第五條製本ハ一地方或ハ最寄敷地方ヲ併セ紙數百枚^{二百}ヘ^一ジヲ以テ壹冊ト成シ美麗ナル洋綴ニ致シ定價凡ニ二元ヲ以テ廣ク内外國ニ賣捌候事

但シ本會締約主ニ於テ御購求ノ方ハ特別廉價ニテ差上候事

第六條掲載圖面ハ大小ニ區別シ大壹面^{縦五寸五ト}横^{九寸}小壹面^{縦四寸五ト}横^{五寸五ト}ト定メ之ニ一定外欄ヲ附シ候事

第七條画工費彫刻料ハ画工ヲ要セラル、者及ヒ現物ノ大小精粗ヲ論ゼズ大壹面ニ付十四円小壹面ニ付八円ト定メ彫刻出来ノ節四分ノ三ヲ受取^{大一面十円五十錢}小^{一面六円}製本出来ノ節四分ノ一^{大三円五十錢}小^{二円}ヲ受取候事

第八條大小ニ拘ワラス載圖一面毎ニ製本一冊宛無代價ニテ差上其節四分ノ一^{大三円五十錢}小^{二円}ノ殘額ヲ申受候事

右ノ通り相定メ廣ク全國中エ派出ノ上締約相願ヒ前條無相違履行可致茲ニ當社ノ印章ヲ捺シ本書裏面ニ出頭ノ係員ヲ以テ約定仕儀也

東京市淺草區茅町二丁目三番地
銅版彫刻印刷 精行社内
編輯兼出版 日本博覽圖出版係印
明治廿六年九月二日

『博覽圖』の出版をめぐる(渡辺)

(裏面)

附則

一 締約濟ニ非ザレバ當社捺印ノ規約書ハ差上ケ不申候事
一金圓受取書ニハ當規約書面ノ印章ヲ用ヒ可申ニ付此印章ヲ押捺セサル受取証ハ當社其責メニ任ゼズ候事

一 出頭ノ係員ニ於テ表面ノ規約書ニ背戻スル約束致シ候共當社ハ其責メニ任ゼズ候事

一 製本出来前ニ於テ刻成ノ銅版ヲ以印刷物御入用ノ方ハ前金ヲ以テ左ノ定價ニヨリ御注文有之度然ル上ハ前金到達ノ日ヨリ十日以内ニ刷立通送可仕事

一 大壹面^{上等} 百枚ニ付壹円
並 百枚ニ付七十錢
一 小壹面^{中等} 百枚ニ付八十錢
並 百枚ニ付五十五錢
一 小壹面^{下等} 百枚ニ付三十錢

一 右端刷千枚以上御注文ノ向ハ特別定價外ノ廉價ヲ以テ御引受ケ可申様出頭ノ係員ヨリ御相談可申上候事

派出係員

秋谷梅之助印

表面ノケ条ニ随ヒ廿六年九月十二日
締約ノ上此規約書ヲ差上置候也

飯 沼 喜 一 郎 殿

第一条では、絵図の掲載を承諾する場合には裏面にサインすること、精行社の係員が持参した調印簿、規約書に附帯する通知書に調印することを求めている。先述のように右端が切られているが、その部分が通知書を指すと思われる。サインの上、規約書は締約主が、通知書は会社が保管したわけである。

第二条から第五条にかけては製本にいたる過程が記されている。

まず第二条では、建物や「現物」を細密にスケッチすることが述べられている。そしてスケッチをもとに建物や「現物」の配列等の詳細を締約主と確認し、和文ないし欧文による姓名を記入して銅版に刻むとある。

この条では二点に注目したい。まず「現物」とは締約主が、広く社会に公にして永く後世に保存すると認めたものであり、それが何であっても構わないという点である。これと同様な表現が青山豊太郎が書いた栃木県之部の自序に見えることから、『博覧図』作成の意図と合致する。二点目は、建物や「現物」はそれぞればらばらにスケッチされたという点である。これらばらばらに描かれたスケッチは一覧にされ、締約主との間で配置等が確認された。俯瞰的な表現が可能だったのは、この点にあるのではなからうか。

第三条には費用の支払い方法が記されている。銅版が彫り上がった段階で画工費と彫刻費の四分の三を支払い、残りは製本が出来上がった際に払うとされている。そして銅版が彫り上がった際には校合刷り

を持参するとある。

飯沼家を調査のために訪れた際、最初に見せていただいたのは、黒が逆転した状態で印刷された版面であった。この時はまだ規約書を拝見する前であったため、おそらく銅版にそのまま黒インクを塗り、刷ったので白黒逆転したと考えていたが、この規約書を読み、その白黒逆転した版面こそがまさに校合刷りであったことに気がついたのである。

彫り上がった銅版については第四条において、五〇〇〇部の製本分を印刷するまで精行社で預かり、印刷終了後返すこととされている。現在千葉県内でも銅版を数点確認することができるのは、この条文どおり返却されたことに他ならない。

第五条では一地方あるいは最寄り数地方を合わせて紙数一〇〇枚で一冊とするという製本一冊の基準が示されている。両面印刷を行い、総ページ数は二〇〇となる。美麗な表紙を付け、一冊二円で売り捌くとある。このページ数はあくまでも目安だったようで、実際の冊子一冊に掲載されている絵画は二〇〇点を超えている。また、但書では、締約主で冊子を購入したい場合には特別廉価で販売するとあるが、第八条で無償で一冊差し上げるという規定があり、無償分以上の冊数が必要な場合に廉価販売となるという解釈をしたい。

第六条では版面の大きさが規定されている。縦五寸五分横九寸のものを大、縦四寸五分横五寸五分のものを小としている。千葉県之部で

確認すると多くは小の部類に属している。縦五寸五分横九寸を超えるサイズのものもあり、小以外は大きいという考え方で良いのではないだろうか。

画工費・彫刻料を規定しているのが、第七条である。大一面一四円、小一面八円と決められた。費用は第三条にあるように、彫刻後四分の三、製本後四分の一を納め、また費用を決定する基準は版の大きさであり、出来上がりの精粗などではないとしている。

第八条は、先述のとおり無償配布についてである。

条文に関しては以上であるが、**印**について補足をすれば、これは社判で印文は「精行社章」と読める。

一方、裏面の附則は五か条からなっている。一、契約が済んでいなければ精行社の捺印のある規約書は差し出さなくても良いこと、二、金円の受取書には規約書に使用している同じ印を用い、異なる印の場合は会社の責任ではないこと、三、出頭の係員が規約書と異なる約束しようとも会社の責任ではないこと、四、製本が完成する以前に刷り上げた絵図が必要な場合には前金により注文を受けること、五、この端刷を千枚以上注文する場合は特別廉価で引き受けることが規定されている。

四については、大一面につき上等が百枚一円、中等が同七〇銭、並が同四〇銭、小一面につき上等百枚八〇銭、中等同五五銭、並同三〇銭と決められている。上、中、並の区別は、印刷の技術的な違いは考

えられず、紙質によるものと思われる。

なお、派出係員として秋谷梅之助の名が見える。栃木県之部、静岡県之部や千葉県之部などで「発行兼印刷者」となっている秋谷梅之助との関係については、現段階では不明であるが、「楳」「梅」はいずれも「バイ」とも「ウメ」とも読めることから、同一人物の可能性もある。

次に飯沼家に残されている規約書以外の精行社関連の史料から製本に関して判明することがらを示したい。

締約後精行社は、大一面の画工費・彫刻料のうち四分三にあたる一〇円五〇銭を明治二六年一月四日に受け取っている。⁽⁸⁾同年九月二二日が締約日であるので、銅版印刷には約二ヶ月費やしている。この受取証は左右がミシン目により切り取られており、右上部にはやはり割り印がある。残りの四分一となる三円五〇銭を「渡ス旨証へ押印シ差上」と記されたメモ書きもあること⁽⁹⁾から、切り取られた右側部分に残金の支払いを誓約したものと思われる。なお、証書の捺印は締約の際と同じ社印である。これは、附則の二か条目に記されたとおりである。また、九月一二日付けの「上等刷物壹百枚」の注文書⁽¹⁰⁾によって附則の四か条目にある端刷の注文は、製本締約の際に行われたことが判明する。

では、精行社はこの製本規約を自社のオリジナルとして作成したのであろうか。実は、この規約と同様なものが存在している。次に掲げ

『博覧図』の出版をめぐって(渡辺)

る明治一七、一八年に刊行された『東京商工博覧繪』の「製本規約」である。

【史料二】

(前略)

東京博覧繪第一編製本規約

第一條 製本加入御承諾ノ方ハ加入人名簿ニ記名調印可有之事

第二條 右記名済ノ上ハ画工ヲシテ家屋ノ構造店頭ノ模様ヲ細密

ニ写サシメ候事

但其望ミニニ随ヒ看板及ビ器械物品賞牌或廣告等適宜ノ事

第三條 其書写シタル草稿ヲ加入主ノ一覽ニ供シ店頭物品ノ排列

其他図面ノ形容装置ノ望ヲ詳細ニ承ハリタル上彫刻着手

可致事

第四條 彫刻出来ノ上ハ其校合摺ト受取証ヲ持參シ彫刻手数料ヲ

可受取事

但其際出来ノ銅版ヲ一覽ニ供シ候事

第五條 銅版ノ儀ノ製本着手後六ヶ月ヲ経ノ上ハ各所有主ノ望ミ

ニ随ヒ之ヲ返附可致事

但製本着手ノ儀ハ各新聞ニ廣告致候事

第六條 製本繪図ハ半面ヲ豎ニ寸五分横五寸ト定メ之ヲ十五行ニ

分ケ何行分加入アルモ適宜ノ事

第七條 彫刻其他手数料共版面ノ精疎ニ拘ラス一行ニ付廿弍割合

ヲ以半面ニ付三円ト定メ候事

第八條 十五行分御加入ノ方エハ製本一冊差上候事

但七行半御加入ノ方エハ定價半額ヲ以テ差上候事

第九條 製本紙數百枚ヲ以テ一冊子ト成シ定價十五弍ヲ以テ賣捌

候事

但製本加入者於賣捌ヲ望ミノ方適宜豫約可仕候事

第十條 加入者製本者ニ於テ前條ノ規約ヲ履行シ双方共違約致サ、

ル事

この一〇か条に続き、彫刻の精粗によってその家の名声の盛衰を評価してはいけななど三か条ある。精行社の規約と比較してみると表は異なるものの、趣旨はほとんど同じといえよう。精行社は製本規約の作成にあたり、自社が発刊する以前に出版されていた『東京商工博覧繪』の規約を参考にしたことも考えられる。さらには規約のみならず『東京商工博覧繪』の売れ行き、評判などから『博覧図』自体の出版を考えたのかもしれない。『博覧図』の編者である青山が発刊のヒントとしたのが、当時福島県令であった三島通庸が自分の功績を残すため画家の高橋由一に描かせた明治一八年の『東北地方風景図』という石版画ではないかという指摘もあることから、⁽¹²⁾『博覧図』は既刊の同様の版画集を参考にして、発刊されたであろうことは想像できる。

おわりに

最後に第一項で提示した疑問点の解答と今後の課題をまとめておきたい。

『博覧図』発刊のための費用については、掲載を承諾し、精行社と締約した者が画工費と彫刻料とを合わせた額を四分三、四分一と二回に分けて精行社に支払った。この費用は版画の大小により異なっている。編集発刊に関して「パトロン」が決して存在したわけではない。また、額縁に入れられ保管されているものは、別途注文したいいわゆる「抜き刷り」だったのである。銅版の原版についても、買い取っていたのではなく、支払った費用に原版代が含まれていたからこそ締約者の家に残ったのである。

また、販売による売り上げも発刊の目的の一つであったことから全国各地に『博覧図』を売り捌く書店が存在していた。そして、『博覧図』自体も先に発刊された同様の銅版画集にヒントを得て刊行されたと思われる。

今後の課題としてまず挙げられるのは、『博覧図』の歴史的な観点での考察である。明治政府はヨーロッパ諸国が開催する万国博覧会に触発され、明治一〇年から同三六年まで五回にわたり日本国内において内国勸業博覧会を開催し、在来産業の奨励と欧米技術の移植を推進していた。⁽¹³⁾『博覧図』という名称は、おそらくこの「博覧会の時代」

『博覧図』の出版をめぐる(渡辺)

を背景としてつけられたものであろう。一方で銅版による印刷技術は、明治政府の印刷行政の変遷と相まって徐々に廃れていくのである。このような時代のなかに『博覧図』どう位置づけるかが必要であろう。

二点目はどのような方法で掲載者を募集したかである。千葉県之部初篇・後篇に掲載されているおよそ四〇〇枚を職業で分類してみると、最も割合が多く、三割を超えるのがいわゆる豪農といわれる人たちである。商人・職人・神社・仏閣などと同じように、彼らにとっても出資をしてまでも『博覧図』へ掲載することには、それなりのメリットがあったと考えるべきであろう。その背景には、掲載を承諾させる何か巧みな募集方法があったと思われる。

三点目は『博覧図』作成に携わった人々についてである。『博覧図』には絵師、彫師の名前が刻んである。どのような絵師、彫師が作成に携わったのだろうか。このうちの一人である彫師村上楳山が、栃木県において長期間にわたって逗留したという事実が紹介されていることからも、これら絵師、彫師の動向にも注目しなくてはならない。編者青山豊太郎については当然である。⁽¹⁴⁾

以上をもって今回の報告が『博覧図』研究の第一歩であると宣言し、筆を置くこととしたい。

『博覧図』の出版をめぐる(渡辺)

註

- (1) 『大日本博覧図 栃木県之部』(あかぎ出版 一九八五年)
- (2) 註(1)のほか『千葉県博覧図 目で見える千葉県の明治時代』(国書刊行会 一九八六年)、『静岡県明治銅版画風景集』(羽衣出版 一九九一年)、また『絵にみる図でよむ千葉市図誌』下巻(千葉市 一九九三年)に「日本博覧図」として千葉県之部の紹介がある。
- (3) 神奈川県立博物館編『横濱銅版畫』(有隣堂 一九八二年)
- (4) 浜北市(現浜松市) 一九九四年
- (5) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-1-⑦
- (6) 註(1)二〇六頁、註(2)『静岡県明治銅版画風景集』四〇五頁
- (7) 千葉県史料研究財団編『千葉県史編さん資料 千葉県近現代資料調査報告書 飯沼喜市郎家文書』(千葉県 二〇〇一年)
- (8) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-1-⑥
- (9) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-1-⑦
- (10) 飯沼喜市郎家文書 土蔵1 J-20-1-1-⑦
- (11) 『東京博覧図』(湘南堂書店 一九八七年復刻)
- (12) 註(2)『静岡県明治銅版画風景集』四〇四頁
- (13) 明治政府の博覧会政策については國雄之『博覧会の時代 明治政府の博覧会政策』(岩田書院 二〇〇五年)を参照
- (14) 註(1)二〇六頁